

「災害救助犬の出動に関する協定書」実施細目

この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定書（平成18年7月31日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、寒川町（以下「甲」という。）とNPO法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

1 出動対象災害等

甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (2) 建築物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命捜索活動が必要な災害
- (4) その他人命捜索活動が必要な災害

2 出動要請

甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書または電話等により行うものとする。ただし、乙との連絡が取れない場合は、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。この場合、甲は速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

3 連絡事項

乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 災害救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間
- (5) その他必要な事項

4 連絡先

甲、乙の連絡先は次のとおりとする。

(1) 寒川町〔甲〕

・勤務時間内（月曜日～金曜日 8：30～17：00、祝祭日は除く）

防災交通課

電話 0467（74）1111

ファックス 0467（74）9141

・勤務時間外（上記以外）

消防本部通信司令室

電話 0467（75）8000

ファックス 0467（75）9119

(2) NPO法人救助犬訓練士協会〔乙〕

・勤務時間内（月曜日から金曜日 9：30～17：30、祝祭日は除く）

事務所

電話 0466（48）4399

ファックス 0466（48）7648

・勤務時間外

上記と同じ

5 連携活動

甲及び乙は、協定第3条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるように努めるものとする。

6 活動状況の通知

乙は、出動隊の帰所後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊（災害救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

7 費用の請求及び支払

(1) 乙は、前6に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条により費用を請求するものとする。

(2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとし、甲は乙の正当な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(3) 訓練等に係る細部については、その都度協議するものとする。

8 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、協定第11条に基づき作成されたものであり、各自1通を保有するものとする。